

加入してよかった！

森林保険

台風、山火事などの災害による
森林の損害に備え
森林保険にご加入ください

森林保険
イメージキャラクター
マモルくん



保険金お支払いの対象となる8つの災害



火災

山火事で受けた損害



風害

暴風による幹折れ、根返りなどの損害



水害

豪雨、洪水による埋没、水没、洪水などの損害



雪害

大量積雪による幹折れ、根返りなどの損害



干害

乾燥による枯死などの損害



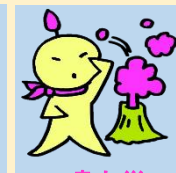
凍害

凍結、寒風などによる枯死などの損害



潮害

潮害、潮水浸水などによる枯死などの損害



噴火災

火山噴火による焼損、幹折れ、埋没、根返りなどの損害

保険金のお支払い例

水害

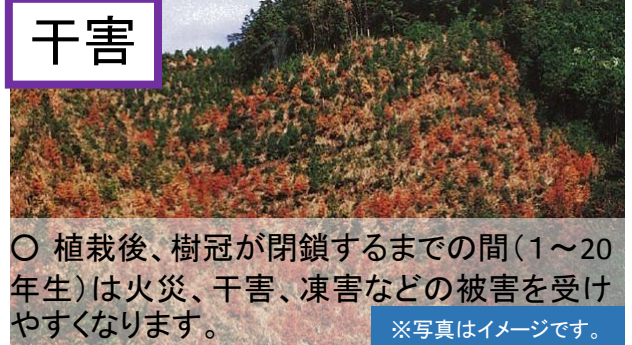


○ 台風や集中豪雨、火災など不慮の災害に備えることができます。

台風による水害で47年生のスギが流された場合...

契約面積 8.55ha
 実損面積 1.01ha
 保険料 63,407円/年 (ha当たり換算7,416円)
 お支払いした保険金 3,120,900円 (ha当たり換算3,090,000円)

干害



○ 植栽後、樹冠が閉鎖するまでの間(1~20年生)は火災、干害、凍害などの被害を受けやすくなります。

※写真はイメージです。

3年生のヒノキが干害で枯れた場合...

契約面積 3.15ha
 実損面積 1.14ha
 保険料 13,372円/年 (ha当たり換算4,245円)
 お支払いした保険金 1,641,600円 (ha当たり換算1,440,000円)

1 加入できる森林は？

人工林を対象としています。

2 誰でも申し込める？

個人、法人を問わずどなたでもお申し込みいただけます！

3 相談・申込先は？

最寄りの森林組合、森林組合連合会にお気軽にご相談下さい。

連絡先

お申し込みの流れ

①お見積りのご相談



まずは、最寄りの森林組合、又は都道府県の森林組合連合会まで、ご相談ください。ご相談時にはお見積りに必要となる以下の項目をお知らせください。
森林がある都道府県 樹種 林齢 面積

②ご契約内容の提案



ご相談内容に応じて、お見積りをご案内させていただきます。

お申し込み
手続きは
カンタン



③申込書のご提出



お申し込み内容をお決めいただき、お申込書にご記入、ご捺印ください。お申込みにあたっては、必ず、[森林保険契約重要事項説明書](#)をご確認ください。
※申込書のご提出と併せて保険料をお支払いください。保険料の支払日が申込日となります。

④ご契約成立

証
書

手続きが完了しましたら、森林保険センターより、保険証書をお送りさせていただきます。
※保険の効力発生は保険証書作成日の翌日からとなります。保険証書は大切に保管してください。

保険料及び保険料率

申込時に払い込む保険料は、設定された保険金額に対して保険料率(保険金額1,000円につき年間1.2円~4.3円)を乗じた金額となります。保険料率は、都道府県別、樹種別(針葉樹・広葉樹の別)、林齢別(20年生以下・21年生以上)に定めています。保険金額は、上限内で任意に設定できますので、詳しくは最寄りの森林組合等までご相談ください。

$$\text{申込に必要な保険料} = \frac{\text{保険金額} \times \text{保険料率}}{1,000}$$

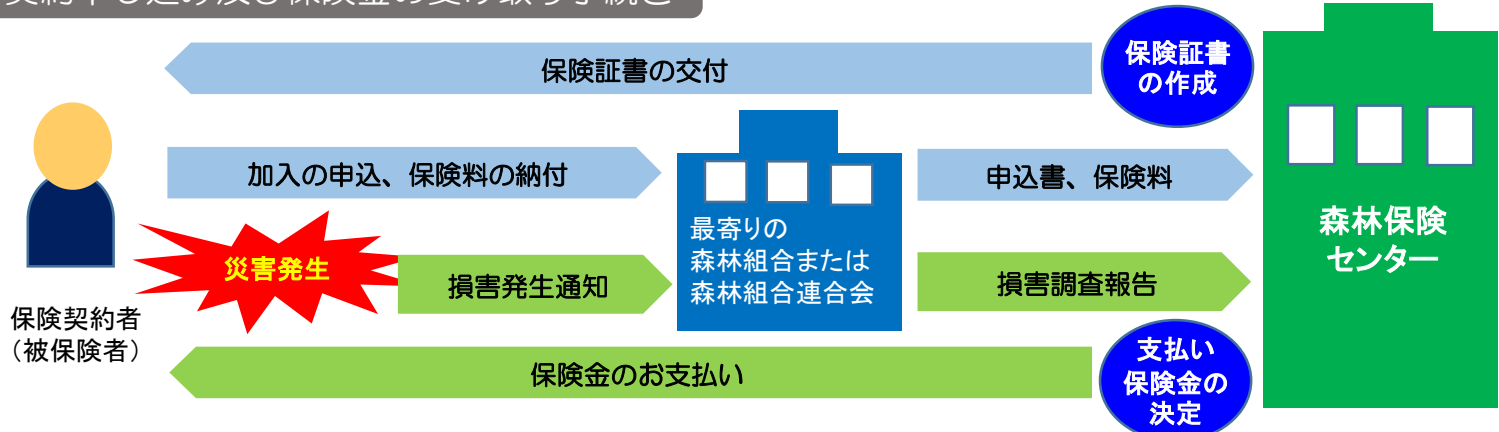
(支払われる保険金の最高限度額)

$$\text{災害時にお支払いする保険金} = \frac{\text{損害額} \times \text{保険金額 (保険価額を超えない)}}{\text{保険価額 (損害が生じた地域及び時点における森林の価値)}}$$

次のような事由によって生じた損害に対しては、**保険金をお支払いしません。**

- 損害が保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により生じたとき
- 保険契約者または被保険者が、ご契約森林に損害が生じてからその通知をせずに3年経過したとき
- 損害が戦争その他の変乱または地震により生じたとき
- てん補すべき額が4,000円未満の場合

契約申し込み及び保険金の受け取り手続き



○通知義務について

ご契約申込み時に他の保険契約が存在するとき又は保険事故による損害発生の可能性が特にあると認められるときは、このことを通知してください。通知事項について故意又は重大な過失により通知しなかったときは、森林保険センターはご契約を解除することがありますのでご注意ください。

○他の保険契約についての通知義務

ご契約申込み後に他の保険契約を締結したとき又は他の保険契約を変更したときは、このことを通知してください。また、契約の目的について第三者の締結した保険契約があること又はその契約に変更があったことを知ったときも同様に通知してください。この通知義務に違反した場合は、森林保険センターはご契約を解除することがありますのでご注意ください。

○危険増加の通知義務

保険期間中に、保険事故による損害発生の可能性が著しく増加したときは、このことを通知してください。

○保険証書の記載事項の変更の届出

保険証書の記載事項に変更が生じたときは、その旨を記載した書面に保険証書を添えて提出してください。

※ご契約者様の個人情報は、「個人情報保護法」に基づき、適正に管理されています。